

## 上尾運動公園利用料金表

令和元年10月1日改正新(単位:円)  
( )内学生料金 ※個人利用(H29.9~導入)

### 陸上競技場・補助陸上競技場

利用区分		県内・半日 8:30~12:30 13:00~17:00	県内・1日 8:30~17:00		県外・半日 8:30~12:30 13:00~17:00	県外・1日 8:30~17:00
利用施設						
陸上競技場		14,330 (7,160) ※個人4H 210 (100)	28,660 (14,320)		21,500 (10,750) ※個人4H 310 (150)	43,000 (21,500)
補助陸上競技場		2,760 (1,380)	5,400 (2,700)		4,140 (2,070)	8,100 (4,050)

### 陸上競技場集会室等

利用区分	県内・2時間以内 8:30~12:30 13:00~17:00	県内・半日 8:30~12:30 13:00~17:00	県内・1日 8:30~17:00	県外・2時間以内 8:30~12:30 13:00~17:00	県外・半日 8:30~12:30 13:00~17:00	県外・1日 8:30~17:00
利用施設						
第1集会室	420 (210)	840 (420)	1,680 (840)	630 (310)	1,260 (630)	2,520 (1,260)
第2・3・5集会室	420 (210)	840 (420)	1,680 (840)	630 (310)	1,260 (630)	2,520 (1,260)
第4集会室	630 (310)	1,250 (620)	2,410 (1,200)	950 (470)	1,880 (940)	3,620 (1,810)
第6集会室	1,050 (520)	2,100 (1,050)	4,190 (2,090)	1,580 (790)	3,150 (1,570)	6,290 (3,140)
放送施設	1,360 (680)	2,620 (1,310)	5,240 (2,620)	2,040 (1,020)	3,930 (1,960)	7,860 (3,920)
シャワー室	1,050 (520)	1,880 (940)	3,670 (1,830)	1,580 (790)	2,820 (1,410)	5,510 (2,750)

### 体育館 (全館コート3面)

利用区分	県内・1時間 8:30~17:30	県内・1時間 17:30~20:30	県内・体育を目的 としない催物等1H 8:30~17:30	県内・体育を目的 としない催物等1H 17:30~20:30	県外・1時間 8:30~17:30	県外・1時間 17:30~20:30	県外・体育を目的 としない催物等1H 8:30~17:30	県外・体育を目的 としない催物等1H 17:30~20:30
利用施設								
全面	4,190 (2,090)	4,720 (2,360)	6,270	7,070	6,290 (3,140)	7,080 (3,540)	9,410	10,610
1面	1,470 (730)	1,680 (840)	2,200	2,520	2,210 (1,100)	2,520 (1,260)	3,300	3,780

### 体育館集会室等

利用区分	県内・1時間 8:30~17:30	県内・1時間 17:30~20:30	県内・1時間 8:30~20:30 (体育館利用時)	県外・1時間 8:30~17:30	県外・1時間 17:30~20:30	県外・1時間 8:30~20:30 (体育館利用時)
利用施設						
集会室	320 (160)	390 (190)	—	480 (240)	590 (290)	—
放送施設	650 (320)	840 (420)	—	980 (490)	1,260 (630)	—
電光掲示板	650 (320)	840 (420)	—	980 (490)	1,260 (630)	—
シャワー室 ※体育館利用時に限る	—	—	470 (230)	—	—	710 (350)

### テニスコート

利用区分	県内・2時間 8:30~10:30 10:30~12:30 12:30~14:30 14:30~16:30	県内・4時間 8:30~12:30 10:30~14:30 12:30~16:30	県外・2時間 8:30~10:30 10:30~12:30 12:30~14:30 14:30~16:30	県外・4時間 8:30~12:30 10:30~14:30 12:30~16:30
利用施設				
1面	950 (470)	1,780 (890)	1,430 (710)	2,670 (1,330)

※国又は地方公共団体(学校は除く)が主催する事業の場合は無料。 ※国又は地方公共団体(学校は除く)が共催する事業の場合は半額。  
 ※学校教育法にいう学校(大学、専修学校は除く)、児童福祉法にいう保育所が主催する事業の場合は、学生料金を適用する。  
 ※「学生」とは小学生・中学生及び高校生をいう。  
 ※利用時間には、準備に関する時間及び利用後に原状回復に要する時間を含むものとする。  
 ※陸上競技場の利用に付随して第1集会室を使用する場合は、表の金額にかかわらず無料とする。  
 ※テニスの4時間料金は同一コートで4時間連続利用の場合のみ適用とする。